15 試験検査

保健所検査室では、各課から依頼された腸内細菌、水質及び、食品等の検査を実施している。

(1) 腸内細菌検査＜生活衛生課＞

消化器系感染症(チフス・赤痢・腸管出血性大腸菌O-157等)の患者関係者(含経過者)に対して、検査を行っている。

表15-1 腸内細菌検査実施状況 (平成29年度)

検　体　数	112

(2) 水質検査(含おしぼり検査)＜生活衛生課＞

プール水の水質検査、おしぼりの細菌検査、介護老人福祉施設及び公衆浴場のレジオネラ属菌の検査を行っている。

表15-2 水質検査実施状況　(平成29年度)

	総数	水道水	井戸水	プール水等	おしぼり
細菌検査件数	111	-	-	97	14
化学検査件数	99	-	-	99	-

表15-3 レジオネラ属菌検査実施状況 (平成29年度)

検体数	検査結果		
	陰 性	陽 性	判定不能
194	159	35	-

(3) 食品検査＜生活衛生課＞

食品衛生監視員による収去品や苦情品の細菌検査及び理化学検査(食品添加物等)を行っている。細菌検査は、細菌数・大腸菌群数・大腸菌・黄色ブドウ球菌・サルモネラ・腸管出血性大腸菌(O-26、O-103、O-111、O-121、O-145、O-157)、腸炎ビブリオ等の検査を行っている。
理化学検査は、合成着色料・合成保存料・合成甘味料・漂白剤等の検査を行っている。

表15-4 食品検査実施状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成29年度）

細菌検査		理化学検査			
細菌数	359	合成着色料	218	水分含量	17
大腸菌群数	356	合成保存料	217	発色剤	7
大腸菌	359	合成甘味料	660	シアン	2
黄色ブドウ球菌(増菌含む)	718	漂白剤	215	ヒスタミン	22
サルモネラ	296	酸化防止剤	220	その他	18
TTC	3	酸価	18		
腸炎ビブリオ	54	過酸化物価	18		
腸管出血性大腸菌	1,290	重金属	－		
その他	18	プロピレングリコール	17		
細菌検査計	3,453	理化学検査計			1,649
総数					5,102

(4) 家庭用品の検査＜生活衛生課＞

薬事担当員が試買した繊維製品のホルムアルデヒドの検査を行っている。

表15-5 家庭用品検査実施状況　　　　（平成29年度）

項目	検査数	基準違反
ホルムアルデヒド	24	－

(5) 砂場の砂検査＜生活衛生課＞

砂場の砂汚染の実態を把握するため、区内公園の砂場の回虫卵の検査を行っている。

表15-6 砂検査実施状況　　　　　　　　　　　（平成29年度）

項目	検査数	検査結果	
		陰性	陽性
回虫卵（犬猫）	26	22	4

(6) QFT検査＜生活衛生課＞

ツベルクリン反応に代わる結核診断法の第一選択検査法であるQFT検査を行っている。

表15-7 QFT検査実施状況　　　　　　　　　　　　　　　（平成29年度）

項目	検査数	検査結果				
		陰性	陽性	判定保留	判定不可	検査不可
QFT	1,166	1,009	102	52	3	―

(7) 健康危機管理に関わる遺伝子検査＜生活衛生課＞

発生時防疫に関わるノロウイルス検査やレジオネラ属菌検査の同定の一部をリアルタイムPCR法で行っている。

表15-8 遺伝子検査実施状況　　　　　　　　　　　（平成29年度）

項目	検査数	検査結果 ※GⅠ,GⅡ:遺伝子群		
		陰性	GⅠ陽性	GⅡ陽性
ノロウイルス	22	12	1	10
レジオネラ属菌	－			

16 食品衛生

(1) 営業施設の許可、届出及び監視指導＜生活衛生課＞

① 食品衛生法関係

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、健康の保護を図るため、飲食店営業等の許可、監視指導、食品の検査等を行っている。

表16-1 許可施設数と監視指導件数　　(平成29年度)

業種	新規	更新	廃業	施設数	監視件数
飲食店営業	422	419	424	4,764	2,967
喫茶店営業	51	79	127	470	144
菓子製造業	113	53	55	609	442
あん類製造業	−	−	−	4	26
アイスクリーム類製造業	5	2	6	43	36
乳処理業	−	−	−	−	−
特別牛乳さく取処理業	−	−	−	−	−
乳製品製造業	−	−	1	3	5
集乳業	−	−	−	−	−
乳類販売業	69	85	86	891	306
食肉処理業	2	2	4	35	32
食肉販売業	53	48	54	522	304
食肉製品製造業	1	−	2	9	22
魚介類販売業	53	49	51	500	293
魚介類せり売業	−	−	−	−	−
魚肉ねり製品製造業	1	−	1	3	5
食品の冷凍又は冷蔵業	−	1	4	19	8
食品の放射線照射業	−	−	−	−	−
清涼飲料水製造業	−	−	−	1	−
乳酸菌飲料製造業	−	−	−	−	−
氷雪製造業	−	−	−	−	−
氷雪販売業	−	−	−	6	−
食用油脂製造業	1	1	2	2	5
マーガリン又はショートニング製造業	−	−	−	−	−
みそ製造業	−	−	−	1	1
しょう油製造業	−	−	−	−	−
ソース類製造業	−	−	−	1	4
酒類製造業	2	−	−	2	2
豆腐製造業	−	3	2	15	57
納豆製造業	−	−	−	−	−
めん類製造業	2	−	2	23	25
そうざい製造業	2	2	3	33	36
かん詰又はびん詰食品製造業	1	−	−	3	−
添加物製造業	−	−	1	7	5
合計	778	744	825	7,966	4,725

② 東京都食品製造業等取締条例関係

食品製造業等取締条例の規定により、営業を営もうとする者は、営業許可を受けなければならない。保健所長は、施設又は設備が条例の定める基準に合うと認めるときは、許可を行う。

卵選別包装業者は営業を開始したときは届出なければならない。

給食供給者が食事の提供を開始したときは届出なければならない。

行商(届出)については、届出により鑑札及び記章の交付を行っている。

表16-2 許可・届出施設数と監視指導件数 (平成29年度)

業種	新規	更新	廃業	施設数	監視件数
行商(弁当等人力販売業)	-	-	-	2	2
行商(届出)	6	・	10	4	-
つけ物製造業	-	-	2	13	17
製菓材料等製造業	-	-	-	3	2
粉末食品製造業	1	-	1	9	8
そうざい半製品製造業	-	-	-	2	3
調味料等製造業	1	1	2	14	18
魚介類加工業	-	-	1	5	4
液卵製造業	-	-	-	-	-
食料品等販売業	89	76	94	843	606
卵選別包装業	-	・	-	3	-
届出給食	24	・	14	457	568
合計	121	77	124	1,355	1,228

③ 板橋区食品衛生法施行細則その他の規定による営業の届出

細則第6条その他の規定により、次の業種の営業を開始したときは、保健所長へ報告しなければならない。

表16-3 報告施設数と監視指導件数 (平成29年度)

業種	新規	廃業	施設数	監視件数
許可を要しない食品製造業	1	2	47	47
許可を要しない食品販売業	1	234	3,196	3,383
食器具容器包装、おもちゃ	-	-	243	151
添加物製造業	-	-	-	-
添加物販売業	-	-	136	71
乳さく取業	-	-	-	-
合計	2	236	3,622	3,652

④ 東京都ふぐの取扱い規制条例関係

東京都ふぐの取扱い規制条例に基づき、ふぐの取扱い営業を行おうとする者は、取扱方法により都知事への申請、又は保健所長への届出を行わなけなければならない。

表16-4 ふぐ取扱所・加工製品取扱施設の施設数と監視指導件数 (平成29年度)

業種	新規	廃業	施設数	監視件数
ふぐ取扱所	1	2	46	71
ふぐ加工製品取扱施設	10	3	133	273

⑤ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律関係

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、食鳥処理の事業を営もうとする者は、営業の許可を受けなければならない。

表16-5 食鳥処理事業の施設数と監視指導件数　　　　　　　　　　(平成29年度)

業　　　種	新　規	廃　業	施設数	監視件数
食鳥処理事業	－	－	13	38
届出食肉販売業	－	－	2	7

(2) 食品等の現場簡易検査＜生活衛生課＞

比較的事故が多発する傾向にある業種を主対象として、施設の現場において細菌検査等を実施し、効果的な監視指導を実施している。

表16-6 食品等の現場簡易検査(平成29年度)

実施件数	検査件数
235	2,532

(3) シアン化合物含有豆類取扱所の監視指導＜生活衛生課＞

あん類の原料として、米国、東南アジア等から輸入される豆類(バタービンズ、ベビーライマビンズ等)には、シアン化合物(青酸)が含まれている。このため区の要領に基づき、業者が使用の都度、購入報告に基づく数量の確認を行うなど、適正な処理が行われているか監視指導を行っている。

表16-7 シアン化合物含有豆類取扱量　　　(平成29年度)

報告件数	購入袋数	重　量 (kg)
18	760	22,786.1

(4) 食の安全に関する知識の普及･啓発＜生活衛生課＞

営業者及び消費者に対する食品衛生知識の普及のため、衛生講習会、街頭相談、消費者懇談会等を実施している。

表16-8 食の安全に関する知識の普及啓発　　　　　　　　　　(平成29年度)

	営業者向け衛生講習会	消費者向け衛生講習会	衛生展・街頭相談	消費者懇談会
実施回数	87	11	2	1
参加者数	1,619	699	303	63

(5) 食中毒＜生活衛生課＞

① 食中毒発生状況

食中毒事件で原因施設が区内の場合、及びその疑いがある場合、原因食品・原因施設を追求する調査を行い、事件拡大の防止を図っている。

表16-9 食中毒発生状況（原因施設が区内にあるもの） （平成29年度）

発生年月	患者数	死者数	病因物質	原因食品	原因施設
H29.3	3	－	カンピロバクター ジェジュニ/コリ	3月27日に提供した食事	飲食店営業（一般）

② 食中毒関連調査

食中毒事件で原因施設が区外の場合でも、関係者が区内居住、在勤者等である場合は担当自治体の依頼により検便を含む疫学調査を実施している。

表16-10 食中毒関連調査 （平成29年度）

件数	対象者数	患者数	調査対象施設数
44	151	28	17

(6) 行政処分＜生活衛生課＞

食品衛生法及び食品製造業等取締条例の違反については、板橋区食品衛生関係行政処分取扱要綱及び同実施要領に基づき、営業許可取消、営業の禁止若しくは停止その他必要な処分を行っている。

表16-11 行政処分 （平成29年度）

処分権者	業種	処分内容	事由
区長	飲食店営業（一般）	営業停止7日間	食中毒の発生

(7) 食品等の苦情＜生活衛生課＞

食品等の苦情については、苦情品の検査や飲食店又は製造業等の立ち入り検査を行い、原因を追究し、必要に応じ適切な改善指導を行っている。

なお、苦情により複数の内容（要因）があることがあり、届出件数と内容合計は一致しない場合がある。

表16-12 食品等の苦情処理 （平成29年度）

総届出数 172 件			
内容	件数	内容	件数
有症の苦情	77	従事者	10
変色・変質	2	食品・器具の取扱	26
腐敗・変敗	3	施設・設備の衛生	13
異物の混入	21	表示	0
異味・異臭	4	その他	11
カビの発生	5	合計	172

(8) 食品検査＜生活衛生課＞

食中毒事故の防止及び食品衛生の向上を図るため、年間事業計画に基づき営業者が製造販売している食品の一斉収去検査を実施している。

表16-13 食品細菌検査　　　　（平成29年度）

品目		検体数	判定			検査項目
			適	不良	否	
魚介類等	魚介類	51	51	－	－	一般細菌数
	魚介類加工品	－	－	－	－	大腸菌群
冷凍食品	無加熱摂取	－	－	－	－	サルモネラ
	凍結前加熱済・加熱後摂取	－	－	－	－	黄色ブドウ球菌
	凍結前未加熱・加熱後摂取	－	－	－	－	*E．coli*
	生食用冷凍鮮魚介類	－	－	－	－	腸炎ビブリオ
肉・卵類及びその加工品		8	8	－	－	腸管出血性大腸菌
乳・乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳	－	－	－	－	カンピロバクター
	乳製品	－	－	－	－	クロストリジウム属
	乳類加工品	－	－	－	－	
	アイスクリーム類・氷菓	6	6	－	－	
農産物等	穀類及びその加工品	1	1	－	－	
	野菜類・果物及びその加工品	12	11	1	－	
菓子類		42	40	2	－	
飲料・氷雪・水	清涼飲料水	－	－	－	－	
	酒精飲料	－	－	－	－	
	氷雪	－	－	－	－	
	水	－	－	－	－	
その他の食品	缶詰・びん詰	－	－	－	－	
	調味料	9	9	－	－	
	そうざい類及びその半製品	156	152	4	－	
	上記以外の食品（弁当・調理パン等）	42	40	2	－	
添加物		1	1	－	－	
合計		328	319	9	－	

※「不良」は、板橋区食品衛生指導基準を超えたものである。

※「否」は、食品衛生法違反のものである。

表16-14 食品理化学検査　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成29年度）

品目		検体数	判定		検査項目
			適	否	
魚介類等	魚介類	1	1	−	着色料
	魚介類加工品	20	20	−	保存料
冷凍食品	無加熱摂取	−	−	−	甘味料
	凍結前加熱済・加熱後摂取	−	−	−	漂白剤
	凍結前未加熱・加熱後摂取	−	−	−	過酸化水素
	生食用冷凍鮮魚介類	−	−	−	酸化防止剤
肉・卵類及びその加工品		7	7	−	酸価
乳・乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳	−	−	−	過酸化物価
	乳製品	−	−	−	粗脂肪量
	乳類加工品	−	−	−	鮮度試験
	アイスクリーム類・氷菓	6	6	−	プロピレングリコール
農産物等	穀類及びその加工品	34	34	−	発色剤
	野菜類・果物及びその加工品	21	21	−	硝酸塩
菓子類		57	57	−	ヒスタミン
飲料・氷雪・水	清涼飲料水	−	−	−	水分含量
	酒精飲料	−	−	−	等
	氷雪	−	−	−	
	水	−	−	−	
その他の食品	缶詰・びん詰	29	29	−	
	調味料	10	10	−	
	そうざい類及びその半製品	42	42	−	
	上記以外の食品（弁当・調理パン等）	5	5	−	
添加物		1	1	−	
器具・容器包装・おもちゃ		−	−	−	
合計		233	233	−	

※「否」は、食品衛生法違反のものである。

表16-15 輸入食品の収去検査(再掲)　(平成29年度)

品目	検体数	項目別検体数		判定	
		細菌	理化学	適	否
穀類及びその加工品	4	−	4	4	−
野菜類・果物及びその加工品	3	−	3	3	−
菓子類	16	−	16	16	−
缶詰・びん詰	23	−	23	23	−
調味料	1	−	1	1	−
そうざい類及びその半製品	2	−	2	2	−
合計	49	−	49	49	−

表16-16 残留農薬検査　(平成29年度)

品目	検体数	検査数	判定		備考
			適	否	
大根(根)	3	162	162	−	有機塩素系農薬 有機リン系農薬 その他の農薬
じゃがいも	2	108	108	−	
トマト	1	54	54	−	
小松菜	1	54	54	−	
にんじん(根)	1	54	54	−	
にんじん(葉)	1	54	54	−	
合計	9	486	486	−	

17 環境衛生

環境衛生では次の業務を行っている。

① 環境衛生関係営業施設（理・美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館業、興行場、プール、コインオペレーションクリーニング、コインシャワー、墓地・納骨堂、特定建築物及び受水槽利用施設）の許可、確認、監視指導及び衛生検査に関すること。

② 井戸水や受水槽を経由した水の衛生に関する相談に関すること。

③ ねずみ・衛生害虫等の駆除相談に関すること。

④ 一般住居や大規模建築物の衛生に関する相談、指導及び調査に関すること。

⑤ 災害時における消毒に関すること。

(1) 環境衛生関係施設開設及び廃止届数＜生活衛生課＞

理・美容所、クリーニング所、公衆浴場、プール、特定建築物等の環境衛生関係施設に対する許可、届出受理事務等を行っている。

表17-1 環境衛生関係施設開設・廃止件数　（平成29年度）

業種		許可、開設	廃止	増減
理容所		4	15	△ 11
美容所		50	39	11
クリーニング所	一般	1	10	△ 9
	取次所	12	16	△ 4
	無店舗取次店	－	－	－
コインランドリー		9	3	6
興行場		－	－	－
旅館業	ホテル	－	－	－
	旅館	－	－	－
	簡易宿所	1	－	1
	下宿	－	－	－
浴場	普通	－	2	△ 2
	その他	－	13	△ 13
コインシャワー		－	－	－
プール	許可	－	1	△ 1
	届出	－	2	△ 2
水道施設	専用水道	－	－	－
	簡易専用水道	3	39	△ 36
	法令外小規模給水施設	1	88	△ 87
温泉利用施設		－	－	－
墓地等		1	－	1
特定建築物	延べ面積10,000㎡超	1	－	1
	延べ面積10,000㎡以下	－	2	△ 2
合計		83	230	△ 147

(2) 環境衛生営業関係施設数及び監視指導＜生活衛生課＞

環境衛生営業関係施設に対する監視指導及び衛生状態についての検査(空気・水質検査等)を行い、必要に応じて指導及び衛生教育を行っている。

表17-2 環境衛生関係法規に基づく施設(業種)の監視・指導件数　　　　　　(平成29年度)

業種		施設数	監視指導件数	立入検査施設数	所内指導・相談
理容所		325	49	49	78
美容所		648	179	96	408
クリーニング所		396	33	20	90
コインランドリー		124	37	－	39
興行場		6	6	6	1
旅館業	ホテル	1	1	－	11
	旅館	13	13	1	66
	簡易宿所	11	31	－	209
	下宿	1	1	－	－
浴場	普通	32	46	36	52
	その他	27	34	23	34
コインシャワー		1	－	－	2
プール	許可	23	31	28	39
	届出	87	73	59	19
	小規模	200	79	75	9
水道施設	専用水道	11	－	－	68
	簡易専用水道	829	25	16	140
	法令外小規模給水施設	8,045	2	2	18
温泉利用施設		4	8	7	11
墓地等		93	10	－	93
特定建築物		61	22	19	180
合計		10,938	680	437	1,567

※ 監視指導件数には、立入検査施設数を含む。

※ クリーニング所の立入検査施設数は、パークロルエチレン検査施設数とおしぼり検査施設数を含む。

※ 法令外小規模給水施設は要綱に基づく施設であるが、業務上の対象数が大きいので計上した。

※ プールは条例で容量$50m^3$以上の水槽をいうが、$50m^3$未満の小規模プール(子どもの池、保育園や幼稚園の簡易プール等)も、現場で遊離残留塩素の確保状況等を検査している。

※ 特定建築物は延べ面積が$10,000m^2$以下(区所管分)のもの。

(3) 試験検査<生活衛生課>

① 理・美容所の検査

理・美容所は、湯沸かし器、ボイラー、蒸し器、暖房器具等の多くの燃焼器具を使用する。特に冬場の暖房期において、換気不足によって、空気が汚れたり、一酸化炭素による事故が起きたりする危険が大きくなる。このため、冬季は一酸化炭素及び二酸化炭素の空気検査を実施し、あわせて器具の消毒等の衛生措置について監視を実施している。

② クリーニング所の検査

ア パークロルエチレン検査

ドライ溶剤を用いるクリーニング所の中では、毒性の強いパークロルエチレンを使用している施設がある。冬季は換気不足になりやすいので、作業所及びドライ機周辺でのパークロルエチレン濃度の検査を実施している。

労働衛生許容限度基準を超過した施設については、原因を調査し、ドライ機の保守・点検、洗濯物の乾燥、局所排気を指導し、従事者の中毒事故の防止及び健康管理を図っている。

イ おしぼり検査

飲食店等におしぼりを貸し出しする施設について、おしぼりの製造工程の衛生管理について立入り調査を行うとともに、おしぼりの細菌検査を実施している。

不適施設については再検査を実施し、製造工程や保管、配送における衛生管理について調査及び指導を行い改善に努めさせている。

③ 興行場の検査

映画館等の興行場は、多数の人々が利用する施設であるため、場内の空気環境が衛生的かつ快適に保たれるように管理されることが求められる。そのため、比較的利用者の多くなる時期に空気検査を実施している。

④ 公衆浴場の検査

公衆浴場は、一般に銭湯と呼ばれる普通公衆浴場と、それ以外のサウナ、健康ランド、ふれあい館等に設置された浴室等のその他の公衆浴場に類別される。各施設に対し、理化学検査と細菌検査(レジオネラ属菌を含む)を行い、衛生水準の向上に努めている。

また、夜間営業の浴場施設に対しては、夜間の混雑時における浴槽水の水質検査を実施している。不適施設については再検査を行い、衛生的な管理が確実に行われるよう指導している。

⑤ プールの検査

プールの立入検査時に、プール水の水質検査及び施設の安全管理等についての監視を行っている。不適施設については、プール水の消毒をはじめとする適正な水質管理について改善指導している。

なお、近年は屋内型プールが増加しているので、夜間営業プールについては夜間に、通年施設については、冬季も随時監視及び水質検査を実施している。

⑥ 特定建築物の検査及び調査

特定建築物とは、延べ床面積3,000㎡以上の建築物で特定用途(興行場、店舗、事務所等)に供せられるものをいい、10,000㎡以下のものについては、特別区の事務となっている。

該当する建築物の使用者、利用者に衛生的な居室環境等が確保されるよう、施設内の空調・給排水関係設備等の保守・点検・維持管理について、立入り検査(調査)を実施している。

表17-3 試験・検査結果　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成29年度）

	内容	検査項目	施設数	延立入検査施設数	適合施設数	不適合施設数	延指導施設数
理容所	室内空気	一酸化炭素 二酸化炭素	325	49	49	−	−
美容所	〃	〃	648	96	95	1	1
クリーニング所	〃	パークロルエチレン	18	3	3	−	−
	おしぼり	大腸菌群・黄色ブドウ球菌・一般細菌数	5	5	5	−	−
興行場	室内空気	温度・湿度・二酸化炭素・落下細菌数・浮遊粉じん量	6	6	5	1	1
旅館業	浴槽水	残留塩素・大腸菌群・レジオネラ属菌	26	1	−	1	1
普通公衆浴場	浴槽水	濁度・有機物・残留塩素・大腸菌群・レジオネラ属菌	32	36	23	13	13
その他の公衆浴場　ふれあい館	〃	〃	7	6	6	−	−
その他の公衆浴場　サウナ等	〃	〃	20	17	10	7	7
プール　許可	プール水	水素イオン濃度・濁度・有機物・残留塩素・大腸菌・一般細菌	23	28	21	7	7
プール　届出(学校)			87	59	54	5	5
プール　小規模プール			200	75	※指導基準であるため、適・不適の判定はしていない。検査及び調査結果に基づき改善指導を行っている。		
特定建築物	空気環境・維持管理状況等	粉じん・一酸化炭素・二酸化炭素・温度・湿度、帳票類の点検、清掃、ごみ処理、衛生害虫の生息状況等	61	19			
総数			1,458	400	271	35	35

(4) プール水の水質検査＜生活衛生課＞

プール水については、区内施設からの依頼により検査し、適正な衛生管理を指導している。

表17-4 水質検査の受付及び検査結果　　　　　　　　　　　（平成29年度）

種別	検査数	適	不適	判定しない
プール水	34	31	3	−

(5) 井戸水及び飲料水の相談<生活衛生課>

井戸水や受水槽を通した水(専用水道、簡易専用水道、小規模給水施設)の衛生に関する相談を受けている。井戸水を飲用する場合は、使用前や使用中に水質検査を受けるよう助言している。

小規模給水施設は、水道法上の維持管理が義務づけられていないが、年1回の受水槽や高置水槽の清掃、定期点検について要綱に基づき指導している。

表17-5 井戸水の相談件数 (平成29年度)

井 戸 水	0

(受水槽を通した水についての相談件数は表17-2に記載)

(6) 住居衛生相談<生活衛生課>

ねずみ・衛生害虫等の防除や住まいの衛生に関する相談に対して助言を行っている。

表17-6 ねずみ・衛生害虫等相談及び指導件数(平成29年度)

ね ず み	117
衛 生 害 虫 等	614
住居衛生関係 (空気環境、給水、排水等)	47
合 計	778

(7) 環境衛生に関する講習会<生活衛生課>

住まいの衛生及び安全などの生活衛生について、育児学級等の時間帯を利用して講習会を実施している。また、その時々の状況に応じて営業施設の衛生管理に係わる指導講習会を開催している。

表17-7 講習会実施回数及び延出席者数 (平成29年度)

	保 健 所 主 催		保健所以外の主催		合 計	
	講習会数	延人数	講習会数	延人数	講習会数	延人数
生活衛生関係	76	1,325	−	−	76	1,325
営業施設関係	3	55	2	119	5	174

(8) 免許証申請受付<生活衛生課>

クリーニング業法に基づく免許申請の受付(都に経由)は、住所地を所管する保健所の事務となっている。

表17-8 免許証申請受付件数 (平成29年度)

クリーニング師	3

(9) 健康快適居住環境づくり＜生活衛生課＞

快適でかつ健康的な居住環境づくりを支援するために、主に乳幼児がいる住宅を対象に室内空気環境等の調査・測定を行い、快適な居住環境の改善方法を助言している。

表17-9 健康快適居住環境づくり事業実施状況　（平成29年度）

調　査　住　宅	件　数
室内空気環境・ダニ等の調査	10
刺咬性ダニ等の種類調査・数の検査	1

(10) 大規模建築物等環境衛生指導＜生活衛生課＞

安全で快適なまちづくりのため、一定規模以上の建築物を建築するときは、板橋区大規模建築物等指導要綱及び板橋区建築物の環境衛生についての指導指針に基づき、事業者とあらかじめ協議し、建築物内の環境衛生保持のため必要な指導を行っている。

表17-10 大規模建築物等環境衛生指導件数（平成29年度）

指導件数	57

18 医事衛生<生活衛生課>

医療法等の関係法令に基づき、それぞれの法令に係る医療施設等についての申請・届出の受領、並びに当該医療施設等の新規開設、構造設備変更等に係る監視指導を行っています。

また、患者等の医療に関する苦情・相談等に対応し、患者等と医療機関の信頼関係の構築を支援することにより、医療の質の向上を図っています。

さらに、上記関係法令の医療従事者免許等に係る申請・届出の受領の事務を行っています。

表18-1 施設数、監視指導数、申請及び届出件数 （平成29年度）

種別	施設	監視指導	新規	廃止	変更届等
病院	42	13	－	－	121
診療所	384	36	21	24	170
歯科診療所	352	18	8	11	104
助産所	14	－	2	－	－
施術所	679	93	63	38	154
出張施術業務者	453	－	14	6	－
歯科技工所	92	4	4	4	6
衛生検査所	10	3	1	－	14
計	2,026	167	113	83	569

表18-2 「患者の声相談窓口」相談件数 （平成29年度）

患者の声相談窓口　相談件数					
総数	相談内容				
	診療所案内 診療科案内	診断・治療・処方に関すること	健康に関すること	対応・接遇に関すること	その他
725	263	149	123	139	51

表18-3 医療従事者免許申請等取扱件数 （平成29年度）

種別	新規、籍訂正、書換交付、再交付、返納等
受胎調節実地指導員	3
医師	84
歯科医師	12
診療放射線技師	17
臨床検査技師等	29
理学療法士・作業療法士	84
視能訓練士	7
保健師・助産師・看護師	859
准看護師	66
死体解剖資格	2
薬剤師	133
計	1296

表18-4　医師、歯科医師、薬剤師届出票
及び業務従事者届取扱件数（平成28年12月31日時点の氏名・住所等の届出）

（平成29年度）

種　　　　別	件　　数
医　　　　　師	2
歯　科　医　師	4
薬　　剤　　師	3
保健師・助産師・看護師・准看護師	2
歯　科　技　工　士	-
歯　科　衛　生　士	4
総　　　数	15

※　調査は隔年で実施。
（次回調査は平成30年12月）

なお、平成29年度受領の届出は平成28年度の遅延届出分である。

表18-5　救急医療機関（23カ所）　　（平成30年3月31日現在）

名　　　　称	所　在　地	電　話
日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1	(3972)8111
医療法人財団同潤会富士見病院	〃　大和町14-16	(3962)2431
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	〃　栄町35-2	(3964)1141
医療法人財団明理会東京腎泌尿器センター大和病院	〃　本町36-3	(5943)2411
帝京大学医学部附属病院	〃　加賀2-11-1	(3964)1211
医療法人社団昭成会田崎病院	〃　大山西町5-3	(3956)0864
一般財団法人精神医学研究所附属東京武蔵野病院	〃　小茂根4-11-11	(5986)3111
医療法人社団和好会金子病院	〃　南常盤台1-15-14	(3956)0145
医療法人財団朔望会常盤台外科病院	〃　常盤台2-25-20	(3960)7211
医療法人社団叡宥会安田病院	〃　成増1-13-9	(3939)0101
北村整形外科病院	〃　赤塚新町3-3-4	(3939)3020
医療法人社団正風会小林病院	〃　成増3-10-8	(3930)7077
医療法人財団健康文化会小豆沢病院	〃　小豆沢1-6-8	(3966)8411
医療法人社団明芳会板橋中央総合病院	〃　小豆沢2-12-7	(3967)1181
医療法人社団誠志会誠志会病院	〃　坂下1-40-2	(3968)2621
医療法人社団田島厚生会舟渡病院	〃　舟渡2-19-12	(3968)8851
医療法人社団明芳会高島平中央総合病院	〃　高島平1-73-1	(3936)7451
板橋区医師会病院	〃　高島平3-12-6	(3975)8151
公益財団法人東京都保健医療公社豊島病院	〃　栄町33-1	(5375)1234
医療法人社団明芳会イムス記念病院	〃　常盤台4-25-5	(3932)9181
医療法人社団慈誠会浮間舟渡病院	〃　舟渡1-17-1	(5994)5111
医療法人社団慈誠会東武練馬中央病院	〃　徳丸3-19-1	(3934)1611
医療法人社団慈誠会上板橋病院	〃　常盤台4-36-9	(3933)7191

19 薬事衛生＜生活衛生課＞

医薬品医療機器等法、麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法等の関係法令に基づき、それぞれの法令に係る施設についての申請・届出の受領、並びに当該施設の許可、許可更新、麻薬等の廃棄、構造設備変更等に係る監視指導を行っています。
また、上記法令に係る薬局、店舗販売業者等で販売している医薬品等について収去検査を実施しています。

表19-1 施設数、監視指導数、申請及び届出件数　（平成29年度）

種別	施設	監視指導	新規	更新	廃止	変更届等
薬局	263	227	14	45	15	982
薬局製造販売医薬品製造業・製造販売業	11	18	1	2	2	4
店舗販売業	92	59	3	15	5	419
麻薬小売業	209	167	14	76	10	460
高度管理医療機器等販売業	269	52	20	97	29	103
高度管理医療機器等貸与業	203	32	10	79	22	69
管理医療機器等販売業	1223	286	38	・	17	23
管理医療機器等貸与業	489	286	18	・	8	9
計	2759	1127	118	314	108	2069

表19-2 収去検査件数　（平成29年度）

種別	医薬品	医療機器	医薬部外品	化粧品	計
検査数	3	1	1	1	6
不適正結果	−	−	−	−	−
適正結果	3	1	1	1	6

20 休日調剤薬局開局事業＜生活衛生課＞

休日における急病患者（主に内科・小児科）の診療を行う休日医科診療に合わせ、薬局についても休日開局（9：00～22：00）を実施します。
また、休日における災害時の医薬品の提供についても協力し災害時に備えるものとします。

表20-1 休日調剤薬局開局事業実績　（平成29年度）

延処方せん枚数	7862枚
実施日数	72日
1休日当り実施薬局	5か所

21　毒物劇物取扱者＜生活衛生課＞

毒物及び劇物取締法に基づき、当該法令に係る毒物、劇物を販売する施設についての申請・届出の受領、並びに当該施設の登録、登録更新、構造設備変更等に係る監視指導を行っています。

また、当該法令に係る毒物、劇物の業務上取扱者に対して、廃水検査を含む監視指導を行っています。

表21-1 施設数、監視指導数、申請及び届出件数　（平成29年度）

		施設	監視指導	新 規	更 新	廃 止	変更届等
一般販売業		153	39	5	24	11	29
農業用品目販売業		1	1	−	−	−	2
特定品目販売業		9	3	−	2	−	−
業務上取扱者	電気めっき業	10	7	−	・	1	−
	金属熱処理業	−	−	−	・	−	−
	運送業	−	−	−	・	1	−
	しろあり防除業	−	−	−	・	−	−
計		173	50	5	26	13	31

表21-2 シアン廃水検査件数（平成29年度）

検査数	8
不適正結果	—
適正結果	8

22　家庭用品＜生活衛生課＞

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」では健康被害を起こすことが明らかになった家庭用品の中の化学物質を「有害物質」に指定し、家庭用品の種類に応じてその含有、溶出量等の基準を設けている。

区民の健康の保護に資することを目的として家庭用品の試買を行い、検査結果に基づき必要な措置を行っている。

表22-1　試買、違反処理数　（平成29年度）

項目		件数	検査結果及び措置	件数
試買検体数		45	違反件数	－
内訳	衣類等繊維製品	33	行政措置	－
	カーテン・床敷物	4		
	家庭用洗浄剤	2		
	住宅用洗浄剤	2		
	家庭用エアゾール	3		
	その他	1		

23　獣医衛生

(1)　狂犬病予防＜生活衛生課＞

狂犬病予防法により、犬の所有者は、飼い犬について登録（生涯1回）し、狂犬病予防注射を毎年1回受けさせることが義務づけられている。効率よく登録と予防注射が受けられるよう、毎年4月に集合注射を実施している。

表23-1　登録・狂犬病予防注射実施状況等　（平成29年度）

項目	件数	項目	件数
犬鑑札交付数	1,637	登録頭数（29年3月31現在）	18,390
予防注射済票交付数	12,661	「犬の住民票」発行件数	20
犬死亡・転出等件数	1,185		

(2)　動物の愛護、管理＜生活衛生課＞

「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく動物の愛護思想と適正な管理方法の普及を図るとともに、動物による人への危害防止を図る。

表23-2　犬による咬傷事故　（平成29年度）

項目			件数	項目		件数
登録別内訳	登録犬	注射済	9	事故時の状況	けい留中	－
		未注射	3		綱等で運動中	4
	未登録犬	注射済	－		放し飼い・野犬	－
		未注射	1		その他	10
	不明		1	被害者数		14
総数			14			

表23-3　ワン・ニャンバンク実績　（平成29年度）

種　別	子　犬	子　猫
登　録　数	1	75
引　き　取　り	0	10

※登録有効期間は、3か月間である。

表23-4　苦情・相談受付件数　（平成29年度）

項　目		件　数	項　目		件　数
犬	野犬・放し飼い	16	猫	汚物・汚水	194
	汚物・汚水	182		悪臭	143
	悪臭	4		鳴き声	21
	鳴き声	62		その他	107
	その他	28		猫小計	465
	犬小計	292	その他（亀・小鳥）		4
			総　数		761

表23-5　動物の告示等　（平成29年度）

引き取り・収容動物の告示	14件（15匹）
捕　獲　犬	8回（9頭）

表23-6　行政処分等　（平成29年度）

項　目		件　数	項　目	件　数
指導・注意		－	措置命令	－
	犬	－	告　発	－
	猫	－		
	特定動物	－		
	その他	－		

表23-7　飼い猫等の去勢・不妊手術費の一部助成　（平成29年度）

	匹　数	金額（円）
おす（去勢手術）	621	1,242,000
めす（不妊手術）	691	2,763,000
モデル事業・おす（去勢手術）	5	13,750
モデル事業・めす（不妊手術）	3	21,750
合　計	1,320	4,040,500

(3)　獣医衛生関係施設＜生活衛生課＞

「化製場等に関する法律」及び「東京都動物質原料の運搬等に関する条例」に基づく許可及び監視指導を実施している。

表23-8　施設数及び監視指導件数　（平成29年度）

業　種　別		施設数	監視数
化製場施設等	死亡獣畜取扱場	－	－
	化製場	－	－
	第八条準用業態	－	－
	畜舎	16	－
動物質原料運搬業		－	－

24 東日本大震災避難者への支援状況

東日本大震災は、平成23年3月11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害である。避難者の健康維持に係る支援を継続して行った。

表24-1 母子保健事業の支援状況 （平成29年度）

種別	件数
母子手帳交付数	－
妊婦健康診査受診券交付数	－
4か月児健康診査受診者数	－
6～7か月児健康診査受診券交付数	－
9～10か月児健康診査受診券交付数	－
1歳6か月児歯科健康診査受診者数	1
1歳6か月児健康診査受診券発行数	1
3歳児健康診査受診者数	－

表24-2 予防接種の支援状況 （平成29年度）

種別		実施者数
法定接種	BCG	－
	三種混合	－
	四種混合	－
	ジフテリア・破傷風	－
	急性灰白髄炎（不活化ポリオ）	－
	麻しん・風しん混合（ＭＲ）	2
	日本脳炎	2
	ヒブワクチン	1
	小児用肺炎球菌ワクチン	1
	ヒトパピローマウイルス感染症	－
	水痘	2
	B型肝炎	－
	高齢者インフルエンザ	12
	高齢者用肺炎球菌ワクチン	2
任意接種	風しんワクチン	－
	麻しん・風しん混合（ＭＲ）	－

表24-3　各種健(検)診の支援状況　（平成29年度）

種別	受診券発行数
胃がん検診	−
子宮がん検診	1
肺がん検診	−
乳がん検診	2
大腸がん検診	91
前立腺がん検診	4
喉頭がん検診	−
胃がんリスク検診	1
眼科検診	−
骨粗しょう症予防検診	−
成人歯科検診	−
区民一般健康診査	91
肝炎ウイルス検診	58